

博物館法は変えられるのか

名児耶 明（五島美術館）

教育基本法の改正のともない、その下に位置する社会教育法、さらに博物館法の見直しをすることが計られ、2006年10月文部科学省は、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」を設置、そのメンバーは、主査に中川志郎氏以下、副主査水嶋英治そのほか、鷹野光行・高森礼二・佐々木秀彦・名児耶明である。以上の委員で、博物館法の改正に向けて以下にあげたキーワードなどの事柄を検討、2007年6月に中間報告を提出した。

この会議での主題は、博物館法の改正を念頭においた、博物館の定義・登録制度、学芸員制度、博物館運営を中心としたものである。

博物館法は、下記のように昭和26年に成立、法作成に関わった担当者の話によると、現在登録博物館には参加していない国立の博物館も含めた、すべての施設を対象としたが、その二年前に起きた法隆寺の火災により、前年に文化財保護法が成立、大事な美術品の管理は文化財保護法によって管理されており、重要な美術品を管理する国の施設は、文化財保護法を管理する文化庁の管轄となっていた。それは、当時の博物館法制定の考え方からして不本意ではあったが、法律の成立を優先することが先決で、文部省の管轄からはずれることになったため、変則的な形となったと述べている。したがって、教育基本法の改正にともなう社会教育法、図書館法、博物館法の見直しのこの機会が理想的な博物館法への改正のチャンスととらえた。

私個人としては、周りの委員を全く知らなかったわけではないが、彼らほど博物館行政について詳しいわけではなく、各種会議への参加や文科省の意図などを十分に理解できなかったが、美術館関係者がほかにもいないこと、私立美術館関係者もいないことから、あえて参加した。

会議を進める中で、改正に向けた大きなポイントは、

1、博物館法に則った博物館・美術館は、国立の博物館も含めた、資格を十分に備えたすべての施設を対象とし、それらが必然的に参加することが望ましいことである。そのためには、現状での博物館の定義を見直すこと。そして、それらを踏まえて、登録博物館としての条件を見極めるための検討の必要性である。それと並行し、登録博物館としてのメリットが大きな問題となっている。

そして、

2、博物館施設の現場からの声としてあがっている、学芸員の質の向上を見越した養成の充実をいかにすればよいかの見直しである。

さらに

3、博物館の運営にかかわる現状の問題点の整理等である。

こうした点を議論して、中間報告を作成するにあたり、たたき台を作り、それを公表し、その反応や、多くの意見を集め、それらを踏まえて検討、2007年6月の中間報告となった。

これをもとに、中央教育審議会で審議検討されたが、さまざまな提案にも関わらず、社会教育法等の一部の改正の中に含まれる中での改正にとどまり、大きな博物館法の改正は見込まれないこととなった。ただし、学芸員有資格者となるための単位数等については、施行規則で改正可能なため、具体的な検討をした。

参考キーワード

1、博物館の定義・登録制度

●博物館法上の定義 調査研究だけの機関ではない

●現状

博物館数 5614館

登録博物館 865館

博物館相当施設 331館

博物館類似施設 4418館（統計上把握 登録に相当するもの有）

○博物館の定義の確認

プラネタリウム等天文学での資料の取り扱い。

新国立美術館の扱い

株式会社等民間の施設

○登録の要件

外的条件から館の質の重視へ

2、学芸員制度

●学芸員とは、登録博物館に必要な専門職

登録博物館・博物館相当施設 学芸員にあたる人員 約3000人

類似施設 学芸員にあたる人員 約2300人

○学芸員の質の向上

即戦力学芸員の養成はできないのか

学部レベルでの授業内容の充実 修得単位数の増加

博物館実習

3、博物館法成立ころ

昭和26年当時の目的 当時は200館程度

○博物館育成のための保護・助成

国立・公立・私立・大学の付属施設等すべてを網羅することをめざす。 職員制度・助

成政策

○動物園・植物園も含む。

○昭和25年、文化財保護法の成立 国は、文化財保護法の管轄。

結果、公立と私立の博物館を直接対象とする。

教育委員会が審査する

4、博物館運営に関する諸問題

指定管理者制度

入館料の原則無料化

博物館倫理について

○登録や、学芸員の充実、博物館運営その他の諸問題に対応するには、

国が関わる第三者機関の設立。